

議案第72号

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市個人情報保護条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（4）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（5）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第9条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第10条において同じ。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条中「前条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第2項中「法定代理人」を「法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2号、第26条第2項及び第34条第2項において同じ。）」に改める。

第14条第2項中「法定代理人」を「法定代理人（保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第27条第2項及び第35条第2項において同じ。）」に改める。

第15条第2号中「本人をいう」を「本人」に改める。

第21条中「すべて」を「全て」に改める。

第23条第2項第1号中「同条第4号ただし書」を「第4号ただし書」に改める。

第34条第1項第1号中「とき、又は」を「とき、」に、「利用されているとき」を「利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に改め、同項第2号中「第9条第1項、第2項及び第4項」を「第9条第1項、第2項及び第4項又は第9条の2」に改める。

第2条 新居浜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

4 実施機関は、第2項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、速やかに、

その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該届出に係る事項を告示するものとする。

第34条第1項第1号中「第9条第1項、第2項及び第4項」を「第9条第1項、第2項及び第4項若しくは第9条の2第1項から第3項まで」に改め、同項第2号中「第9条の2」を「第9条の3」に改める。

第48条第1項中「には、当該保有個人情報」を「には、当該保有個人情報（開示を受けることができる旨が定められている保有個人情報にあっては、保有特定個人情報を除く。）」に改める。

第3条 新居浜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「保有特定個人情報」を「保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項及び第4項において同じ。）」に改める。

第22条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。第32条第1項及び第3節において同じ。）」に改める。

第33条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」を「提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いを確保し、その利用及び提供の制限、開示請求等につ

いて必要な措置を講ずるため、本案を提出する。